

和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）の実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、本市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）をいう。以下同じ。）について、事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）（以下「事後審査郵送入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（対象建設工事等）

第2条 事後審査郵送入札の実施対象は、一般競争入札に付する建設工事等のうち、特に市長が認める建設工事等とする。

（入札の公告）

第3条 市長は、建設工事等を事後審査郵送入札に付そうとするときは、和歌山市建設工事等一般競争入札実施要綱（平成15年7月1日施行。以下「一般競争入札要綱」という。）第3条（入札の公告）に準じて行うものとする。

（参加資格）

第4条 事後審査郵送入札に参加する者に必要な資格は、一般競争入札要綱第4条（参加資格）に準じるものとする。

（参加資格の決定）

第5条 前条に掲げる参加資格は、対象工事ごとに和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会要綱（平成15年6月1日施行）に規定する和歌山市建設工事等入札参加資格等選定委員会の審議を経て決定するものとする。

（競争入札参加表明書の提出等）

第6条 市長は、事後審査郵送入札に参加しようとする者の入札参加意思等を確認するため、参加希望者に競争入札参加表明書（別記様式第3号。以下「表明書」という。）の提出を求めるものとする。

2 表明書は、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

3 表明書は、入札書とともに郵送するものとする。

（競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出等）

第7条 市長は、事後審査郵送入札に参加した者の参加資格等を確認するため、参加者に一般競争入札要綱第13条（競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出並びに受付）第1項に掲げる競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、工事施工に関する誓約書（建設工事に限る。以下「誓約書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

2 申請書、誓約書及び資料は、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

3 申請書、誓約書及び資料の提出は、参加者が落札予定者となってから市長が指定する日時までの間とし、持参することにより提出するものとする。

4 低入札価格調査に係る調査基準価格を下回る入札をした場合は、低入札価格調査関係書類を前項と同様に提出するものとする。

(資料の内容)

第8条 事後審査郵送入札に係る資料の内容は、一般競争入札要綱第14条(資料の内容)に準じるものとする。

(設計図書等の閲覧及びダウンロード)

第9条 事後審査郵送入札に係る設計図書等の閲覧及びダウンロードは、一般競争入札要綱第17条(設計図書等の閲覧及びダウンロード)に準じるものとする。

(現場説明会)

第10条 事後審査郵送入札に係る現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札書等の提出方法)

第11条 事後審査郵送入札に係る入札書、工事費内訳書(建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント業務費内訳書)は、封筒(別記様式第1号。以下「事後審査郵送入札指定封筒1」という。)に入れて封かんし、さらに工事案件ごとに一つの郵送用封筒(別記様式第2号。以下「事後審査郵送入札指定封筒2」という。)に表明書とともに入れ、郵送するものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第12条 前条の入札書等の提出は、和歌山中央郵便局留の一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法とし、入札公告に示す到達期限までに到着するよう郵送しなければならないものとする。

2 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

3 入札書等の郵送後においても、入札執行(開札)までの間は、入札辞退を認めるものとする。

(入札の延期等)

第13条 市長は、事後審査郵送入札において事故等が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期又は入札の取消しをすることができる。

(入札書等の不受理)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とする。

(1) 第11条及び第12条に規定する方法以外により提出された入札書等

(2) 入札公告に示す到達期限を超過して提出された入札書等

(3) 事後審査郵送入札指定封筒2に、工事番号、工事名及び入札参加者名が記載されていない等意思表示が不明瞭である入札書等

(4) その他意思表示が明確でない入札書等

2 前項各号において不受理とした入札書等は、その理由を付して当該入札参加希望者に返却するものとする。

(入札の無効)

第15条 事後審査型制限付き一般競争入札(郵送方式)における入札条件に抵触する入札は、無効とする。

(入札の失格)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

(1) 予定価格を事前に公表した場合、当該金額を上回った入札を行った者

(2) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者

- (3) 失格価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (4) 第7条第3項及び第4項に規定する提出期限までに、申請書、誓約書、資料及び低入札価格調査関係書類の提出を行わない者
(事後審査郵送入札の開札)

第17条 指定期日までに提出された入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札の立会いは、当該入札事務に関係のない職員を入札参加者に代わり立ち会わせて執行するものとする。ただし、開札に出席を希望する入札参加者は、開札予定時刻の10分前までに和歌山市競争入札参加資格登録書を携帯し、出席するものとする。
- 3 代理人が開札に立ち会う場合は、開札時に入札権限を委任された旨を記載した委任状を提出するものとする。

(落札予定者及び落札者の決定)

第18条 事後審査郵送入札の開札は、開札の結果、落札決定を保留した上で、最低の価格を提示した者を落札予定者とし、第7条第3項による申請書、誓約書及び資料の提出を受けた後、次条による入札参加資格の確認の審査の結果、入札参加資格が適正であると認めた者を落札者とする。

- 2 開札の結果、前項の落札予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。
- 3 前項のくじによる落札予定者の決定の場合は、くじを引く者（代表者又は委任状提出者）が当該開札に出席している場合はその者がくじを引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行うものとする。
- 4 第1項の審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めるときは、直ちに、第1項の次順位の最低の価格を提示した者又は第2項の次順位者を落札予定者とし、第7条第3項による申請書、誓約書及び資料の提出を受けた後、当該審査を行い落札者を決定するものとする。
- 5 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(入札参加資格の確認)

第19条 事後審査郵送入札に係る入札参加資格の確認は、工事案件ごとに前条に定める落札予定者の審査を行い確認するものとする。

- 2 前項の確認の結果、入札参加資格が適正であると認めるときは、一般競争入札要綱第15条第1項（一般競争入札参加資格の確認）に掲げる競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者に対する通知は、その理由を付した確認通知書により通知するとともに、一般競争入札要綱第16条（第4号及び第5号を除く。）（競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）及び和歌山市建設工事等請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績評定に関する苦情処理要綱（平成16年5月1日施行）第2条（一般競争入札参加資格に対する苦情）に準じて、参加資格がないと認められた者に対する理由の説明を苦情申立書により請求することができる旨を明記するものとする。
- 4 前2項に規定する通知は、原則として第7条第3項及び第4項に掲げる申請書、誓約書及び

資料等の提出日から起算して、7日以内（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日に当たる日を含む。）に速やかに行うものとする。

（落札予定者等の通知）

第20条 落札予定者又は落札者が決定したときは、入札参加者に速やかに結果を通知するものとする。

（入札参加者の公表）

第21条 入札参加者の状況は、事後審査型の入札のため開札後に公表するものとする。

（結果の公表）

第22条 入札の結果は、開札調書により速やかに公表するものとする。

（委任）

第23条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 和歌山市建設工事等郵便入札の試行に関する要領（平成16年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の規定は、平成31年10月1日以後に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等について適用し、同日前に目的物の引渡しが行われる見込みの建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行し、同日以降に行う建設工事等に係る入札公告から適用する。

【添付例】 郵送用封筒には別添の貼付け用ラベルをダウンロードし添付してください。
 別記様式第1号【入札書等封筒】長型3号封筒（120×235mm）
 表

<input type="checkbox"/>	↑	入札書在中（到達期限： 年 月 日）
<input type="checkbox"/>		工事費内訳書（建設コンサルタント業務費内訳書）在中
<input type="checkbox"/>		設計図書等購入に係る領収書（写し）在中
<input type="checkbox"/>	↑	チェク
<input type="checkbox"/>		工事番号
<input type="checkbox"/>		工事名
<input type="checkbox"/>		入札参加者 住所
		商号又は名称
		代表者氏名

裏

印 ← (封印) (封印) → 印

↓ 別記様式第1号【入札書等封筒】を、別記様式第2号【郵送用封筒】に入れる。

【添付例】 郵送用封筒には別添の貼付け用ラベルをダウンロードし添付してください。
 別記様式第2号【郵送用封筒】 角型2号封筒（240×332mm）又は角型1号封筒（270×382mm）
 表

第12条第1項に規定するいずれかの郵便方法を朱書きすること

6	4	0	8	5	1	1
和歌山中央郵便局留						
事後審査型制限付き一般競争入札 （郵送方式）関係書類在中						
和歌山市七番丁二三番地						
和歌山市都市建設局建設総務部建設総務課入札班行						
(例) 書留						
↑ 朱書						
工事名	工事番号	到達期限				
		年	月	号	日	

裏

(チェック) → 確認事項

事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）
 における入札条件は確認しましたか

入札参加者

住所
 商号又は名称
 代表者氏名

入札関係書類
 入札書等封筒
 競争入札参加表明書

- ・ 郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」、「配達記録郵便」のいずれかの手続きをし開札が終わるまで「差出控え」を大切に保管してください。
- ・ 郵便物の配達状況は、インターネット又は郵便局への問合せにより確認することができます。

[添付例] 郵送用封筒には別添の貼付け用ラベルをダウンロードし添付してください。
 別記様式第1号【入札書等封筒】長型3号封筒（120×235mm）
 表

<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 入札書在中（到達期限： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 工事費内訳書（建設コンサルタント業務費内訳書）在中 <input type="checkbox"/> 設計図書等購入に係る領収書（写し）在中			
	↑ チェック	工事番号	号	
		工事名		共同企業体名を記入すること
		入札参加者 （代表者）	住所 商号又は名称 代表者氏名	特定建設工事共同企業体

JVを構成する代表者について記入すること

裏

印 ←（封印）

（封印） → 印

↓ 別記様式第1号【入札書等封筒】を、別記様式第2号【郵送用封筒】に入れる。

[添付例] 郵送用封筒には別添の貼付け用ラベルをダウンロードし添付してください
 別記様式第2号【郵送用封筒】 角型2号封筒（240×332mm）又は角型1号封筒（270×382mm）
 裏

第12条第1項に規定するいずれかの郵便方法を朱書きすること

6 4 0 8 5 1 1

和歌山中央郵便局留

事後審査型制限付き一般競争入札
 （郵送方式）関係書類在中

和歌山市七番丁二三番地

和歌山市都市建設局建設総務部建設総務課入札班行

（例）書留
 ↑
 朱書

到達期限 年 月 日

工事番号

工事名

入札関係書類
 入札書等封筒
 競争入札参加表明書

確認事項
 事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）における入札条件は確認しましたか

（チェック） →

JVを構成する代表者について記入すること

代表者

住所
商号又は名称
代表者氏名

入札参加者
特定建設工事共同企業体

共同企業体名を記入すること

- ・ 郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」、「配達記録郵便」のいずれかの手続きをし、開札が終わるまで「差出控え」を大切に保管してください。
- ・ 郵便物の配達状況は、インターネット又は郵便局への問合せにより確認することができます。

[封筒貼付け用ラベル] 郵送用封筒には下記のラベルをダウンロードし添付してください。

別記様式第1号【入札書等封筒】長型3号封筒（120×235mm）

表

<input type="checkbox"/>	↑ チ エ ッ ク	入札書在中（到達期限： 年 月 日）
<input type="checkbox"/>		工事費内訳書（建設コンサルタント業務費内訳書）在中
<input type="checkbox"/>		設計図書等購入に係る領収書（写し）在中
<input type="checkbox"/>		工事番号 号
<input type="checkbox"/>		工事名
<input type="checkbox"/>		入札参加者 _____ 特定建設工事共同企業体 （代表者） 住所 商号又は名称 代表者氏名

* 点線に沿ってハサミで切り取り、使用してください。

[封筒貼付け用ラベル] 郵送用封筒には下記のラベルをダウンロードし添付してください。

別記様式第2号【郵送用封筒】 角型2号封筒（240×332mm）又は角型1号封筒（270×382mm）

表

裏

<div style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 0 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 1 </div>	
和歌山中央郵便局留	
事後審査型制限付き一般競争入札 （郵送方式）関係書類在中	
和歌山市七番丁二三番地	
和歌山市都市建設局建設総務部建設総務課入札班 行	
到達期限 工事番号 工事名	年 月 日

代表者 住所 商号又は名称 代表者氏名	(チェック) → <input type="checkbox"/> 事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式） における入札条件は確認しましたか 入札参加者 _____ 特定建設工事共同企業体	確認事項 <input type="checkbox"/> 入札書等封筒 <input type="checkbox"/> 競争入札参加表明書 入札関係書類
------------------------------	--	---

* 点線に沿ってハサミで切り取り、使用してください。

- ・ 郵送方法は、郵便局の窓口で「一般書留」、「簡易書留」、「配達記録郵便」のいずれかの手続きをし、開札が終わるまで「差出控え」を大切に保管してください。
- ・ 郵便物の配達状況は、インターネット又は郵便局への問合せにより確認することができます。

競争入札参加表明書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付で入札公告のありました _____

_____に係る

競争入札に参加します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることを誓約します。

事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）における入札条件

第1章 総則

（目的）

第1条 和歌山市都市建設局建設総務部建設総務課所管の事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）（以下「事後審査郵送入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、和歌山市建設工事等一般競争入札実施要綱、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（郵送方式）の実施要領、和歌山市契約規則その他法令に定めるもののほか、この条件の定めるところによるものとする。

（入札保証金）

第2条 入札保証金は、和歌山市契約規則第6条第2号に基づき不納付とする。

（申請書等）

第3条 事後審査郵送入札に係る競争入札参加表明書、競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書（建設工事に限る。以下「誓約書」という。）及び競争入札参加資格確認資料は、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

2 事後審査郵送入札指定封筒1及び事後審査郵送入札指定封筒2の表書きは、和歌山市ホームページからダウンロードするものとする。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント業務費内訳書をいう。以下同じ。）（以下「入札書等」という。）を一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

2 入札書等は事後審査郵送入札指定封筒1に入れて封かんし、さらに工事案件ごとに事後審査郵送入札指定封筒2に競争入札参加表明書とともに入れ、郵送するものとする。

3 入札書等は入札公告で指定した提出先（和歌山中央郵便局留）に到達期限までに到着しなければならないものとする。なお、入札書等は建設総務課への直接持参、信書便又は電送は認めないものとする。

4 入札書の日付は入札書作成日若しくは入札書投函日を記入すること。

ただし、入札書作成日及び入札書等投函日以外であっても公告の日から到達期限までの日付の場合は有効として取扱う。

5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 郵送に係る費用については、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。

7 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。

（辞退）

第5条 入札書等の郵送後においても、入札執行（開札）までの間は、入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、事後審査郵送入札用の辞退届を入札執行（開札）までに建設総務課に持参するか到達期限までに届くように、指定の封筒（事後審査郵送入札指定封筒2）により

郵送するものとする。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」の規定に抵触する次の行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者が互いに連絡を取り合い、自主的に判断して入札価格や入札意思を決定すべきところを共同して決定し、有効な競争が行われないような状態をもたらすこと。
- (2) 他の入札参加者が行う入札の行為を妨害すること。

2 入札参加者は、落札予定者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期等)

第7条 事後審査郵送入札において、事故等が発生したとき、又は不正な行為等により必要があるときと認めるときは、入札の延期又は入札の取消しをすることができる。

(入札書等の不受理)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とする。

- (1) 第4条に規定する方法以外により提出された入札書等
- (2) 入札公告に示す到達期限を超過して提出された入札書等
- (3) 事後審査郵送入札指定封筒2に、工事番号、工事名及び入札参加者名が記載されていない等意思表示が不明瞭である入札書等
- (4) その他意思表示が明確でない入札書等

2 前項各号において不受理とした入札書等は、その理由を付して当該入札参加希望者に返却するものとする。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (3) 金額を訂正した入札書による入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに不正な行為によってされた認められる入札
- (6) 同一事項の入札について同一人が、2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 工事費内訳書を提出しない者のした入札
- (8) 競争入札参加表明書の提出を行わない者のした入札
- (9) 事後審査郵送入札指定封筒1に、工事番号、工事名及び入札参加者名が記載されていない入札
- (10) 事後審査郵送入札指定封筒1及び事後審査郵送入札指定封筒2の工事名及び入札参加者と同封された入札書の工事名及び入札参加者名が相違する入札
- (11) 事後審査郵送入札指定封筒1に封印を押印していない者の入札
- (12) その他入札に関する条件に反する入札

(錯誤による入札)

第10条 錯誤を理由とする入札の無効の申出は認めない。ただし、入札金額の桁を取り違えて記載した表示上の錯誤である場合は、この限りでない。

(入札の失格)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 予定価格を事前に公表した場合、当該金額を上回った入札を行った者
- (2) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (3) 失格価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (4) 提出期限までに競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出を行わない者
- (5) 低入札価格調査基準価格を下回る入札において、提出期限までに第26条に定める資料の提出を行わない者

(事後審査郵送入札の開札)

第12条 指定期日までに提出された入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札の立会いは、当該入札事務に関係のない職員を入札参加者に代わり立ち合わせて執行するものとする。ただし、開札に出席を希望する入札参加者は、開札予定時刻の10分前までに和歌山市競争入札参加資格登録書を携帯し、出席するものとする。
- 3 代理人が開札に立ち会う場合は、開札時に入札権限を委任された旨を記載した委任状を提出するものとし、委任状の提出がない代理人は、開札に立ち会うことができないものとする。

(落札予定者及び落札者の決定)

第13条 事後審査郵送入札の開札は、開札の結果、落札決定を保留した上で、最低の価格を提示した者を落札予定者とし、提出期限までに競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出を受けた後、入札参加資格の確認の審査の結果、入札参加資格が適正であると認めた者を落札者とする。なお、金額に関わらず、落札者となった者は、工事期間中に技術管理課が実施する「現場施工体制等の調査・処理基準」に基づく調査に協力しなければならない。

(落札となるべき同価格の落札予定者が2人以上ある場合の落札予定者の決定)

第14条 落札予定者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

- 2 前項のくじによる落札予定者の決定の場合は、くじを引く者(代表者又は委任状提出者)が当該開札に出席している場合はその者がくじを引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行うものとする。
- 3 審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めたときは、直ちに、次順位の最低の価格を提示した者、又は第1項の次順位者を落札予定者とし、提出期限までに競争入札参加資格確認申請書、誓約書及び競争入札参加資格確認資料の提出を受けた後、当該審査を行い落札者を決定するものとする。

(落札予定者等の通知)

第15条 落札予定者又は落札者が決定したときは、入札参加者に速やかに結果を通知するものとする。

(入札の結果)

第16条 入札の結果については、開札調書により建設総務課及び市政情報課で閲覧できるものとし、和歌山市ホームページにおいても掲載するものとする。

(低入札価格調査)

第17条 低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格価格以上の入札が行われた場合、落札予定者に対し低入札価格調査を行う。

- 2 低入札価格調査においては、市の行う調査に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査の結果によっては、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とはならないことがある。

(低入札価格調査を行う者のうち最低価格の入札者が2人以上ある場合の落札予定者の決定)

第18条 前条第1項に規定する低入札価格調査を行う者のうち、最低価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札予定者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。

- 2 前項のくじによる落札予定者の決定の場合は、くじを引く者（代表者又は委任状提出者）が当該開札に出席している場合はその者がくじを引き、出席していない場合は当該入札事務に関係のない職員が代わって行うものとする。

(契約の保証)

第19条 落札者は、契約金額が1,000万円以上である場合には、契約締結時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (3) 銀行や本市が確実と認める金融機関による保証
- (4) 定額てん補方式による履行保証保険契約の締結（なお、この保証を付したときには、この保険契約締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。）
- (5) 損害保険会社の公共工事履行保証証券による保証
- (6) 無記名式利付国債又は地方債の担保

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、保険金額又は額面金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

(契約書等の提出)

第20条 落札者は、本市指定の契約書（和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書）の案に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内にこれを提出しなければならない。ただし、書面により建設総務課の承諾を得てこの期間を延長することができる。

- 2 和歌山市議会の議決を要する契約にあつては、議決があつたときに契約が確定する。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。
- 4 前項に規定する場合において、その事由が落札者の責めに帰すべき事由によるときは、落札者は落札金額の100分の5に相当する額の違約金を和歌山市に支払わなければならない。

(技術者の専任配置等)

第21条 落札者が工事現場に専任で置かなければならない技術者については、次に掲げるところによる。この場合において、専任とは、他の工事現場の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐若しくは建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第7条

第2号に規定する営業所ごとに置くべき営業所技術者又は建設業法第15条第2号に規定する営業所ごとに置くべき特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）との兼務を認めないことを意味し、専任の技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

- (1) 専任の技術者を置かなければならない工事は、工事一件の請負代金額が4,500万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上又は予定価格が4,500万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上の工事
- (2) 専任の監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者の配置必要）を置かなければならない工事は、下請代金総額が5,000万円（建築工事にあつては、8,000万円）以上又は予定価格が6,000万円（建築工事にあつては、9,000万円）以上の工事
- 2 入札者は、前項に規定する技術者を当該工事現場に専任で置くことができない場合は、入札を辞退しなければならない。
- 3 落札者が工事現場に配置しなければならない監理技術者については、予定価格が6,000万円以上の工事とする。
- 4 入札者は、前項に規定する技術者を当該工事現場に配置できない場合は、入札を辞退しなければならない。
- 5 専任の主任技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者を兼務することができる。
 - (1) 兼務する工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
 - (2) 兼務する工事の件数が2件であること。
 - (3) 兼務する工事現場間の直線距離が10km以内であること。
 - (4) 兼務する工事がすべて国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (5) 兼務する工事双方の監督職員に、主任技術者の兼務について書面により承諾を得ること。
- 6 専任の主任技術者又は監理技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。（専任特例1号監理技術者等）ただし、工事途中で請負金額（税込）が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となる場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降専任の主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
 - (1) 予定価格（設計金額）（税込）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - (2) 工事現場間の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
 - (3) 下請け次数が3を超えていないこと。
 - (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
 - (5) CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備え

ておくこと。

- (7) 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事の件数が2件を超えないこと。
 - (9) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (10) 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者等の兼務について書面により承諾を得ること。
- 7 専任の監理技術者については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の監理技術者を兼務することができる。（専任特例2号監理技術者）
- (1) 兼務する工事の件数が2件までであること。
 - (2) それぞれの工事現場に、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を配置させること。
 - (3) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (4) 兼務する工事双方の監督職員に、監理技術者の兼務について書面により承諾を得ること。
- 8 同一の主任技術者又は監理技術者が、第6項の規定による工事現場と前項の規定による工事現場を兼務することはできない。
- 9 営業所技術者等については、次の各号のすべてに該当する場合に限り、第1項の規定にかかわらず、他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することができる。ただし、工事途中で請負金額（税込）が1億円以上（建築一式工事は2億円以上）となる場合等、要件を満たさなくなった場合は、それ以降専任の主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。また、同項の規定は、第6項及び第7項の規定を適用する場合を除く。
- (1) 予定価格（設計金額）（税込）が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - (2) 営業所と工事現場の距離が1日の勤務時間内で巡回可能かつ移動時間がおおむね片道2時間以内であること。
 - (3) 下請け次数が3を超えていないこと。
 - (4) 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事と同業種の実務経験が1年以上あるもの。
 - (5) CCUS等により、監理技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督職員に提出したうえで工事現場毎に備えておくこと。
 - (7) 映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）の設置かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事の件数が1件を超えないこと。
 - (9) 兼務する工事が全て国、県、市町村等が発注する工事であること。
 - (10) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - (11) 営業所技術者等が所属建設者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（施工体制台帳及び施工体系図の提出等）

第22条 落札者は、下請契約の有無に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事を所管する課に工事着手までに提出するとともに、施工体制台帳については工事現

場ごとに備え置き、施工体系図にあつては、当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。なお、提出部数は2部とし、内1部は技術管理課用とする。

2 前項に規定する施工体制台帳には、契約金額を記入した全ての下請契約書の写しを添付しなければならない。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律について)

第23条 落札者は、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。本条において「建設リサイクル法」という。）の対象とする建設工事に該当する場合は、落札後速やかに建設リサイクル法第12条に規定する説明を行い、同法第13条に基づく書面を作成してこれを相互に交付しなければならない。ただし、落札価格により同法が規定する対象建設工事に該当しなくなった場合は、この限りでない。

(異議の申立)

第24条 入札をした者は、入札後、この入札条件、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(工事費内訳書の提出)

第25条 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。この場合において、工事費内訳書を提出しないで行った者の入札は、第9条第7号により無効とする。

2 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

3 提出される工事費内訳書は、返却しないものとする。

第2章 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行う者に係る特記入札条件（予定価格が1億円以上の工事について適用する。）

(資料の提出及び入札の失格)

第26条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、次の各号に定める資料を指定された提出期限までに建設総務課へ提出しなければならない（いかなる理由であろうとも、これに遅延した場合は失格とみなす）。この場合において、所定の資料を何ら提出しない者の行った入札は失格とし、提出書類に不備不足があるものは減点の対象とする。

- (1) 積算の内訳（要件：設計図書の全ての項目について自社の見積金額の記載を要する。）
- (2) 全ての一次下請に関する見積書の原本（工事にあつては、工事概要の記載を要する。）
- (3) 使用資材についての購入に関する見積書の原本（電話照会・実績等の資料は認めない。）
- (4) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費並びにプラント工事にあつては据付間接費及び設計技術費（以下「諸経費」という。）の各項目別内訳金額（積算根拠の記載を要する。）
- (5) 低入札価格調査に関する様式
 - ア 当該価格で入札した理由
 - イ 調査対象工事に関連する手持工事の状況
 - ウ 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - エ 労務者の確保計画

- オ 下請予定業者届出書
- カ 調査対象工事に使用する手持資材の状況
- キ 資材購入先一覧
- ク 配置予定技術者等名簿
- ケ 調査対象工事に使用する手持機械の状況
- コ 建設副産物の搬出地

(6) 工程表

- 2 前項に規定する資料について、提出後における追加又は訂正は一切認めない。
- 3 第1項に規定する資料は、工事番号及び工事名等を記載し、記名した表紙を付けて、A4版ファイルにとじて提出するものとする。この場合において、提出した資料は返却しない。

(諸経費の積算)

第27条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行う者は、諸経費の積算に当たっては、諸経費を構成する各項目における内容について積み上げによる積算を行うものとし、低入札価格調査においては、第26条第1項第4号の書面により、金額及び根拠を説明しなければならない。なお、各項目を積上計上とせず、一式計上のみとしているもの及び不足額(会社補填)としてマイナス計上しているものは認められない。

- 2 前項に規定する諸経費の積算は、土木工事標準積算基準書、公共建築工事積算基準、下水道用設計標準歩掛表等の各基準書に定める各々の項目及び内容について行うものとする。

(落札者としめない場合の基準)

第28条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、その者を落札者としめない。

- (1) 第26条第1項に規定する資料が不足している場合又は要件を満たしていない場合
- (2) 第26条第1項に規定する資料の内容又はその内容についての説明が、次に掲げる事項に該当すると認められる場合

ア 提出した直接工事費の内訳に金額の違算があり、その違算金額の絶対値の合計が入札金額の1.5%以上となった場合

イ 提出した諸経費の内訳に金額の違算があり、その違算金額の絶対値の合計が入札金額の1.5%以上となった場合

ウ 低入札価格調査の結果、合格基準点(設問全体の65%の得点率)を下回った場合

エ 積算の内訳について、その金額の算出根拠が明らかでない又は一括計上されている場合

オ 積算の内訳が、専門工事(建設業法第2条第1項に規定する別表の上覧に掲げる建設工事のうち、一式工事を除いた工事をいう。以下同じ。)を自社施工しないこととしている場合において、下請との間に専門工事に係る下請契約書を締結せずに、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第4条第1項で禁止している下請から労務の提供のみを受けて工事を完成することとして積算の内訳を作成している場合

カ 専門工事を自社施工せずに一次下請から数次の下請に施工させることとして積算の内訳を作成している場合において、元請及び一次下請並びに更に下位下請の当該現場における管理部門の役割を明確に説明できない場合

- キ 当該現場に配置する現場代理人及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の person 費、雇用保険料、健康保険料等の必要経費が計上されていない場合
 - ク 配置予定技術者と元請との雇用関係が確認できない場合
 - ケ 配置予定技術者が、他工事の専任技術者又は現場代理人で配置されていることが明白である場合
 - コ 下請又は使用資材に係る見積記載金額を自社積算に反映していない場合
 - サ 積算書の内容が、専門工事を自社で雇用する従業員で施工することとしている場合において、元請と従業員の雇用関係が確認できない場合
 - シ 下請予定業者、資材納入業者等に対して聞き取り調査を行った結果、これらの業者が不当に低額で見積書を作成させられたことが明白であると認められる場合
- (3) 施工計画書又は施工要領書に記載すべき事項であり、元請として当然に把握すべき、工程管理、安全管理、品質管理、施工方法等について、具体的な説明が得られない又は説明に妥当性がない場合
- (4) 諸経費の積算が、前条に規定する要件を満たしていない又は適切な説明が得られない場合
- (5) 第25条に規定する工事費内訳書の各項目ごとの金額と、第26条第1項に規定する積算内訳の直接工事費、諸経費の各項目ごとの金額及び合計額に整合性が認められない場合
- (6) 過去1年以内に賃金不払い等で労働基準監督署から検察庁への書類送検を受けている場合
- (7) 過去1年以内に建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がくだされた場合（ただし、和解的仲裁判断を除く。）
- (異議の申立)

第29条 低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査の内容及びその結果について、当該入札条件、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(落札者となった場合の取扱い)

第30条 低入札価格調査の結果、落札者となった者は、当該工事の完成後、第26条第1項に定めた低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完成後の完了実績を対比するための資料を作成して速やかに提出しなければならない。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、下請代金の支払状況、支払の時期等についての資料を作成し、調査を受けなければならない。

- 2 前項に規定する調査資料の書式は、別に定める。
- 3 第22条の適用を受ける。
- 4 第26条第1項第5号オの下請予定業者が、やむを得ず変更となる場合は、建設総務課に下請予定業者変更届出書を提出すること。この場合において、発注者が必要と認めた場合は、再度ヒアリング等調査を受けなければならない。